

チケットの転売禁止について

当協会では、お客様に公平に、適正な価格でチケットを購入し、公演を楽しんでいただくために、営利を目的としてチケットを予約・購入し、転売する行為を禁止しております。

2019年6月14日施行された「転売防止法（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律）」を踏まえ、下記のとおりといたしますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 当協会及び当協会が委託しているチケット取扱業者から購入されたチケットを、営利を目的として、第三者に転売することは禁止いたします。
2. 営利目的のチケット転売とは、チケット券面に記載されている金額以上での転売をさします。家族、友人、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行われない場合を除きます。
3. 前項に記載した違反行為を発見した場合には、当協会の判断で当該チケットを無効とし、ご入場をお断り致します。また、当該チケット代金の返金はお受付できません。既にご入場されている場合にはご退場いただきます。
4. 当協会及び当協会が委託しているチケット取扱業者以外の「チケットショップ」や「購入代行業者」、「ダフ屋」等から購入したチケットによるトラブルについては、当協会は一切責任を負いません。